

一般社団法人かわたな夢キッズ

定 款

令和 5 年 7 月 15 日 作成

令和 年 月 日 公証人認証

令和 年 月 日 成立

一般社団法人かわたな夢キッズ定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人かわたな夢キッズと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を長崎県東彼杵郡川棚町に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、学校や家庭、地域の中で、様々な理由により生きづらさを感じている子どもやその保護者と共に、誰もが安心して「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える居場所をつくり、1人ひとりの多様な育ちや学びを深め広げていけるよう関わりあうことにより、全ての子どもたちが安心して「いのち」を輝かせることのできる地域社会を創ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 第3の居場所の開設と運営
- (2) 学校外での多様な学びの場の提供
- (3) 親の会の開催
- (4) 地域や行政と共に知識を深める会の開催
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当法人は、監事を置く。

第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する

る法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、その目的実現のための事業を推進する個人
- (2) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同して入会し、その目的達成のための事業に協力する個人または団体
- (3) 利用会員 当法人の目的に賛同し、当法人が行う活動や提供する場所を利用する個人または団体

(入会)

第7条 会員となるには当法人所定の入会申込書による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 正会員の同意があったとき

(退会)

第10条 会員は、当法人所定の退会届を代表理事に提出して、いつでも退会することができる。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(総会)

第13条 当法人の社員総会（以下「総会」という。）は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 総会は正会員をもって構成する。

(招集)

第15条 総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より5日前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第20条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第21条 役員は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。



- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事や監事としての権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務制限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬)

第25条 役員報酬等は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第27条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第28条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 29 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第 6 章 定款変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 31 条 この定款は、総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 32 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 33 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 34 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 35 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 6 年 6 月 30 日までとする。



(設立時の理事、代表理事及び監事)

第36条 当法人の設立時理事及び代表理事並びに監事は、次のとおりとする。

- 設立時 理事 内田 春菜
- 設立時 理事 貢 忍
- 設立時代表理事 荒瀬 奈穂子
- 設立時 監事 山下 照子

(設立時の社員の氏名及び住所)

第37条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- 長崎県東彼杵郡川棚町白石郷3番地18 町営新町団地A6棟5号
- 内田 春菜
- 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷1328番地
- 貢 忍
- 長崎県東彼杵郡川棚町白石郷3番地27 町営新町団地AC棟7号
- 荒瀬 奈穂子
- 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷209番地1
- 山下 照子

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人かわたな夢キッズ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に署名押印する。
令和5年7月15日

設立時社員 荒瀬 奈穂子 

設立時社員 内田 春菜 

設立時社員 貢 忍 

設立時社員 山下 照子 

(1) 令和5年 第226号

(2) 嘱託人4名は、本職に対し、設立される法人の実質
(3) 的支配者となるべき者が荒瀬奈穂子である旨及び同人
(4) が暴力団員等でない旨を申告した。

(5) 嘱託人4名の代理人は、本職の面前で、嘱託人全員
(6) の署名押印を自認する旨を陳述した。

(7) よって、この定款を認証する。

(8) 令和5年7月25日本職役場において

(9) 長崎市万才町7番1号

(10) 長崎地方法務局所属

(11) 公証人

根占聡哉



(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)